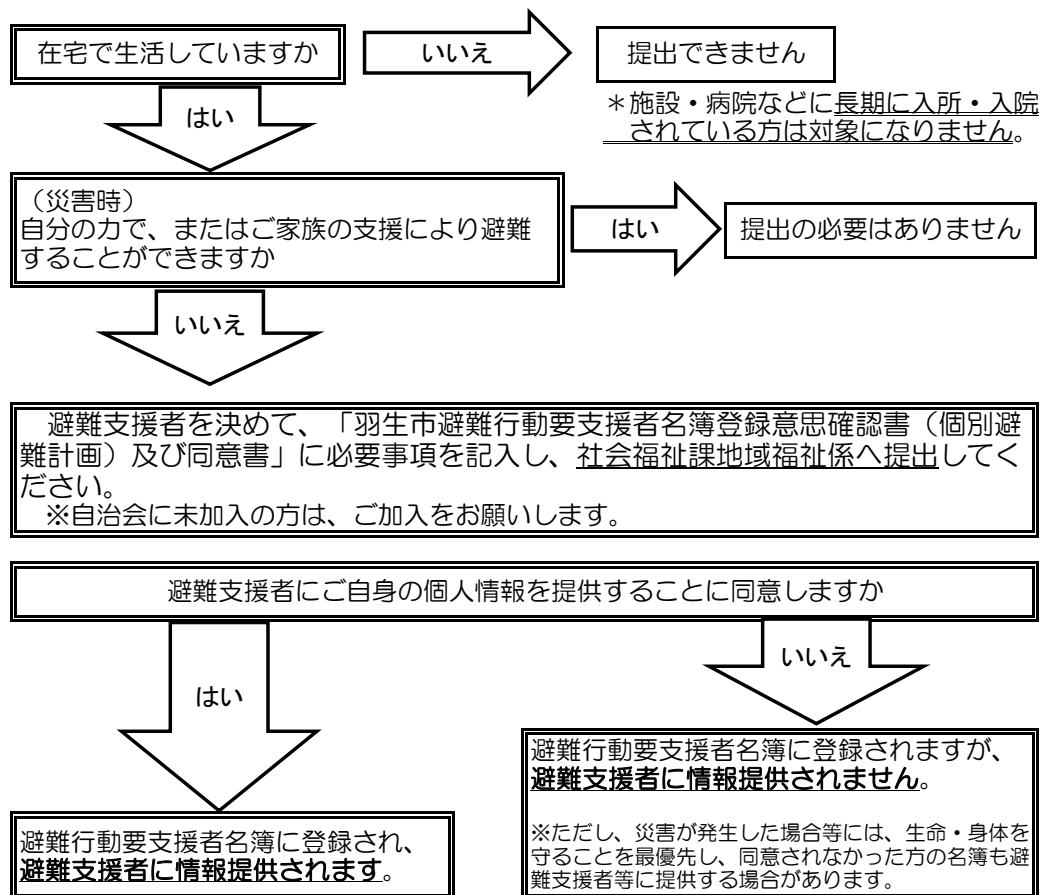


羽生市避難行動要支援者名簿活用制度 提出方法の流れ

《避難行動要支援者》

① ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
② 身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている方
③ 療育手帳（マルA・A・B）の交付を受けている方
④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
⑤ 要介護認定（3・4・5）の認定を受けている方
⑥ その他避難支援が必要と認められる方



★名簿情報の利用

（平常時）声かけ、見守り

（災害時）安否確認、避難所までの避難誘導支援

★避難支援者

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など

※届出を希望される方は、避難支援者を複数名決めてください。

※避難支援は、支援者の任意の協力によって行われるものです。
実際の支援は、支援者自身やご家族の安全を確認した後になります。
また、支援者自身の被災や不在などによって支援が困難にある場合もありますので、あらかじめご承知おさください。

＊地震や水害などの災害発生直後は、地域の方々が協力し、みんなで助け合う「共助」が必要になります。そのため、平常時においても、地域の方と交流をもって普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要になってきます。

＊ご自身の身を守ったうえで、地域においてできる限りの協力をしていきましょう。